## 西北九州市公報

**先 行 所** 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

监查公表

北九州市監査基準 … (監査公表第12号) … 1

北九州市監査委員

北九州市監査公表第12号 令和2年3月31日

北九州市監査委員井上勲同廣瀬隆明同香月耕治同河田圭一郎

地方自治法第198条の4第1項の規定により、監査基準を定めたので、同 条第3項の規定により、公表する。

北九州市監査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4 第1項の規定により、法令の規定により監査委員が行うこととされている監 査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図るため、必要な事項 を定めるものとする。

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的) 第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、 本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効 率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とす る。

2 監査委員は、この基準に従い、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを市議会及び市長等に提出するものとする。

(監査等の範囲及び目的)

- 第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は、 次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。
  - (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法 令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その 組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
  - (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大 の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監 査すること。

- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (6) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、 基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。
- 2 前項に定めるもののほか、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査その他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨を鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

- 第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっと ってその職務を遂行するものとする。
- 2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な 注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門性)

- 第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽に努めるものとする。
- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとって遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営 管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよ

う研鑽に努めさせるものとする。

(指導的機能の発揮)

第6条 監査委員は、監査等を実施する過程において、監査等の目的を果たす 一環として、監査等の対象組織に対し、必要に応じて是正又は改善を行うよ う助言するなど、指導的機能を発揮するよう努めるものとする。

(品質の管理)

- 第7条 監査委員は、この基準にのっとって、その職務を遂行するに当たり求められる品質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。
- 2 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に確認し、評価するものとする。
- 3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。
- 4 監査委員は、監査計画、監査等の内容、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(監査計画)

- 第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう 、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び 程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し 、監査計画を策定するものとする。
- 2 前項の監査計画は、年間監査計画及び実施計画とし、年間監査計画は毎会 計年度の開始前に、実施計画は監査等の実施前に策定するものとする。
- 3 年間監査計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
  - (2) 監査等の対象別実施予定時期
  - (3) 監査等の実施体制
  - (4) その他監査等の実施に関し必要と認める事項
- 4 実施計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 監査等の種類
  - (2) 監査等の対象
  - (3) 監査等の着眼点
  - (4) 監査等の主な実施手続
  - (5) 監査等の日程
  - (6) その他監査等の実施に関し必要と認める事項
- 5 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した

場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて 適宜、監査計画を修正するものとする。

(監査等の実施)

- 第9条 監査委員は、監査等(内部統制評価報告書審査を除く。本条並びに第 15条第3項及び第4項において同じ。)の対象のリスクを識別し、そのリ スクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。
- 2 前項のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及 び運用状況について情報を集め、判断するものとする。
- 3 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、効率的かつ効果的に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

- 第11条 監査委員は、監査等の結果の合理的な基礎を形成するため、必要な 監査等の証拠を入手するものとする。
- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若し くは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手 続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう 調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

- 第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を置き、必要な事項を調査 させることができる。
- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することが できるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

- 第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、市議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。
- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告について、必要があると認めるときは、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な

措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、市議会及び市長 に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。
- 5 監査委員は、原則として、監査の結果に関する報告の決定又は審査の結果 に関する意見の決定の前に、監査又は審査の対象組織から、弁明、見解等を 聴取するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

- 第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その 他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
  - (1) この基準に準拠している旨
  - (2) 監査等の種類
  - (3) 監査等の対象
  - (4) 監査等の着眼点(評価項目)
  - (5) 監査等の実施内容
  - (6) 監査等の結果
- 2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて 、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その 他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
  - (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
  - (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
  - (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
  - (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した 限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるこ と。

- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査 した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われてい ること。
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査 した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の 計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われて いること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨 その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容 を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明 らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価 手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備 について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考え られる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

- 第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議による ものとする。
  - (1) 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等 監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定
  - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
  - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を市議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする

(公表)

- 第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。
  - (1) 監査の結果に関する報告の内容
  - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
  - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

- 第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果 に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当 該措置の内容を公表するものとする。
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

(その他)

第19条 この基準の施行に関し必要な事項があるとき、又はこの基準に定め のない事項を定める必要があるときは、監査委員の合議により別途定めるも のとする。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。